

令和2年10月6日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

川崎市福祉のまちづくり条例等の一部改正（案）に係る
パブリックコメントの実施について

- 資料 1** 川崎市福祉のまちづくり条例等の一部改正（案）について
- 資料 2** 川崎市福祉のまちづくり条例等の一部改正（案）に係る御意見を募集します
- 参考資料** 川崎市福祉のまちづくり条例等の改正概要（案）

まちづくり局

1 背景

近年、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、訪日外国人の増加、高齢化の進行等を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）及び「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）が改正されました。

本市においても、市内の建築物について広くバリアフリー化の推進を図るため、現行の川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則（以下「条例等」という。）における課題や、バリアフリー法等の改正内容を踏まえ、建築物に係る整備基準の改正等を予定しています。

2 バリアフリー関連のこれまでの経過と最近の動向

平成 6 年 6 月	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）制定
平成 9 年 7 月	川崎市福祉のまちづくり条例 （以下「条例」という。） 制定 [平成 10 年 1 月施行]
平成 12 年 5 月	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）制定
平成 18 年 12 月	バリアフリー法制定 [交通バリアフリー法とハートビル法の統合、条例で基準適合義務化対象建築物の拡充が可能に 等]
平成 21 年 10 月	川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則改正 、条例等を補完する「 川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル （平成 10 年 3 月策定）」（以下「整備マニュアル」という。） 改正 [条例で特別特定建築物の施設追加、対象規模引下げ、建築物移動等円滑化基準の強化 等]
平成 29 年 3 月	建築設計標準改正 [便所の便房の機能分散、配置 等]（平成 31 年 3 月追補版）
平成 30 年 5 月	バリアフリー法改正 [バリアフリーのまちづくりに向け取組強化等様々な施策充実 等]
令和 2 年 6 月	バリアフリー法改正 [広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務対象拡大 等]

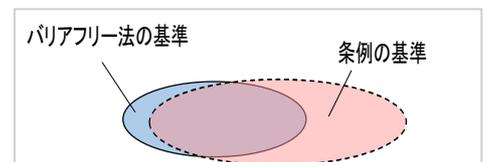
3 バリアフリーに関する課題等

（1）既存公共施設のバリアフリー化推進への対応

庁舎等の本市既存施設において、バリアフリー化の対応が遅れている部分があり、市としてソフト面・ハード面のバリアフリー化の対応が必要

（2）より分かりやすい条例とするための対応

条例の基準がバリアフリー法の基準を完全に網羅していないため、基準が分かりにくくなっており、対応が必要



バリアフリー法と条例の基準の重なりイメージ

（3）建築設計標準改正を踏まえた対応

国土交通省が策定した建築設計標準（建物のバリアフリー設計のガイドライン）は、平成 29 年及び平成 31 年に改正され、一部基準において条例等と考え方の不整合が発生し、対応が必要

（4）バリアフリー法の改正（R2.6）を踏まえた対応

バリアフリー基準適合義務の対象が拡大されることや、法にいう「高齢者、障害者等」に、「妊産婦等、日常生活等において制限を受ける者全てが含まれる」ことが明確化されたため、対応が必要

⇒これらの状況を踏まえ、**条例等及び整備マニュアルの改正を予定**

4 「川崎市福祉のまちづくり条例・施行規則」改正概要（案）

(1) 手続に関すること

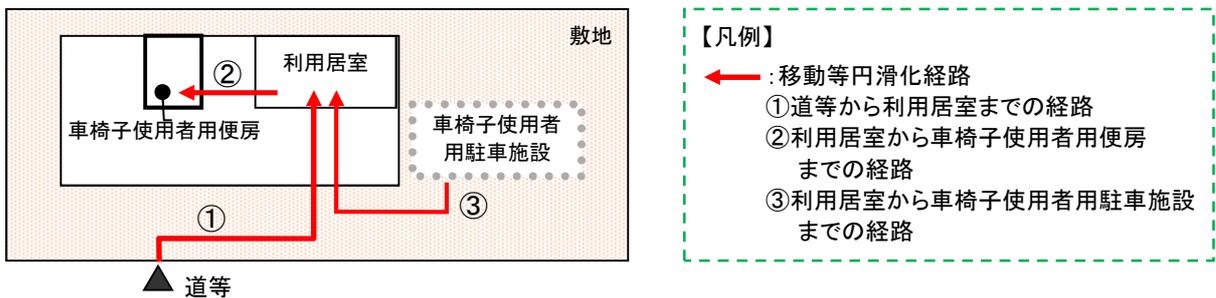
国、地方公共団体等の手続に関する特例の廃止

既存公共施設のバリアフリー化推進への対応の一つとして、現在、国や地方公共団体の建物について新築のみ事前の通知を求めている規定に加えて、今後は既存公共施設の増築、用途変更、大規模修繕等を行う場合においても、事前協議及び完了届の提出を義務付ける。

(2) 整備基準に関すること

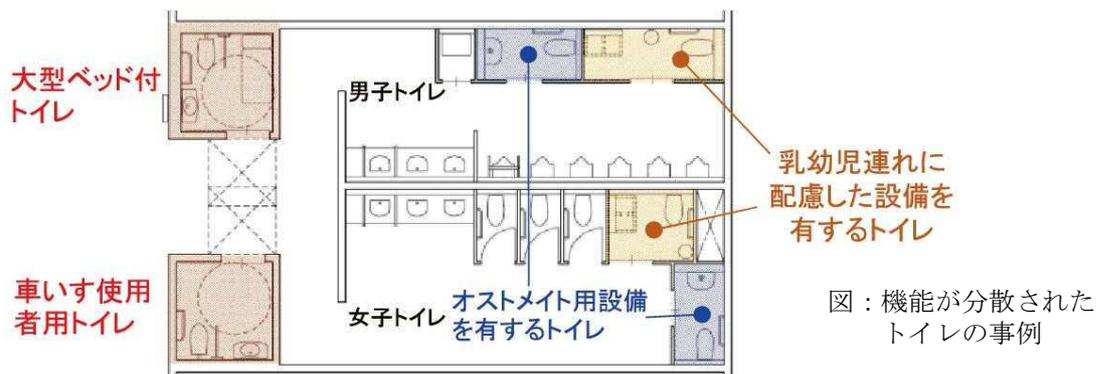
ア 移動等円滑化経路、視覚障害者移動等円滑化経路の追加

条例の基準がバリアフリー法の基準を網羅していないことを解消するため、移動等円滑化経路（高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路）及び視覚障害者移動等円滑化経路の規定を追加する。



イ トイレに関する整備基準の見直し

- ・多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、「個別機能を備えた便房（オストメイト、ベビーチェア等）」を便所内に分散して設けることができるよう整備基準を変更する。（建築設計標準の改正に伴い条例等と不整合が発生している部分）
- ・上記の個別機能の分散化に伴い、車椅子使用者用便所及び便房のみ、出入口の幅を 80 cm 以上とすることを整備基準として義務付ける。



ウ 乳幼児用設備に関する整備基準の見直し

バリアフリー法の対象と明確化された妊産婦等への配慮事項として、施設規模・用途により授乳室やおむつ交換ができる施設を設けることを義務付ける。

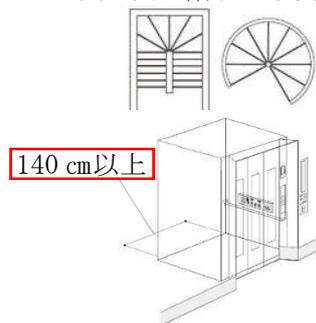
エ 傾斜路の手すりの整備基準の見直し

現在は、高低差 16 cm を超える場合に手すりを設置しているが、緩勾配の場合等は手すりを不要とする等、バリアフリー法と同様の整備基準とする。

オ 面積規模に応じた整備基準の見直し

- ・ 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合に、一部の施設規模・用途に限り、回り階段を認める。
- ・ 床面積が 2,000 m²以上の建築物にのみ、エレベーターの籠の間口の寸法を 140 c m以上とする。

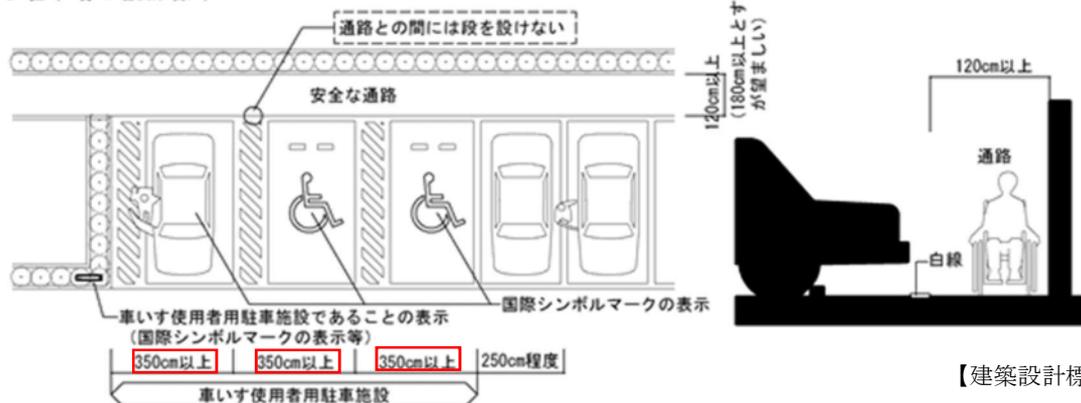
図：回り階段の事例



カ 車椅子使用者用駐車場の整備基準の見直し

駐車場台数確保を優先し、車椅子使用者用駐車場の幅及び奥行の規定をバリアフリー法と同様の整備基準（幅 370 c m→350 c m以上、奥行 500 c m以上）とする。

● 駐車場の設計標準



【建築設計標準抜粋】

キ 点字ブロックの整備基準の見直し

傾斜路を利用する車椅子使用者等の通行の障害となることを避けるため、傾斜路上端のみに視覚障害者誘導用ブロックを設置し、傾斜路下端には設置を義務付けない。

ク 客席に設ける車椅子使用者用席の整備基準の見直し

140 c m以上の奥行を求めている車椅子用の客席について、より観覧しやすい位置への設置を促すため、建築設計標準に合わせて奥行 120 c m以上に変更する。



【建築設計標準抜粋】

(3) その他所要の整備

基準に変更はないが、基準の表現を法令に合わせる整備等を行う。

5 今後の予定について

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
条例等改正手続き	条例等改正に向けた検討 ● パブリックコメント手続 10/13~11/12 ● 条例等公布	周知期間 ● 施行 10/1~(予定)
議会日程	● 10/6 委員会 ● 1月委員会 (パブコメ結果報告) ● 2月条例案議会上程	
整備マニュアル	整備マニュアル改正作業 ● 改正	



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市福祉のまちづくり条例等の一部改正（案） に係る御意見を募集します

近年、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、訪日外国人の増加、高齢化の進行等を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改正されました。

本市においても、市内の建築物について広くバリアフリー化の推進を図るため、川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則における課題や、バリアフリー法等の改正内容を踏まえ、建築物に係る整備基準の改正等を予定しています。つきましては、市民の皆様から御意見を募集します。

1 意見募集期間

令和2年10月13日(火) から 令和2年11月12日(木)まで ※当日消印有効

2 閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、まちづくり局指導部建築管理課（明治安田生命川崎ビル11階）

3 閲覧物

- ・川崎市福祉のまちづくり条例等の改正概要（案）

（参考資料）

- ・川崎市福祉のまちづくり条例（現行）
- ・川崎市福祉のまちづくり条例施行規則（現行）

4 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

（電話による意見は受け付けておりませんので御了承ください。）

なお、様式は自由ですが、別添の「意見書」を御活用ください。

（1）郵送又は持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局指導部建築管理課（明治安田生命川崎ビル11階）

（2）FAX

FAX番号 044-200-3089

（3）電子メール

市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※ 意見書の書式は自由です。

※ 必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

5 その他

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表します。

6 問い合わせ先

まちづくり局 指導部 建築管理課

電話番号 044-200-3088

川崎市福祉のまちづくり条例等の改正概要（案）

近年、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、訪日外国人の増加、高齢化の進行等を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）及び「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）が改正されました。

本市においても、市内の建築物について広くバリアフリー化の推進を図るため、現行の川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則（以下「条例等」という。）における課題や、バリアフリー法等の改正内容を踏まえ、建築物に係る整備基準の改正等を予定しています。つきましては、市民の皆様から御意見を募集します。

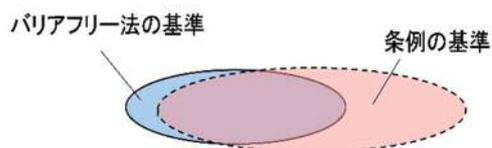
1 バリアフリーに関する課題等

(1) 既存公共施設のバリアフリー化推進への対応

庁舎等の本市既存施設において、バリアフリー化の対応が遅れている部分があり、市としてソフト面・ハード面のバリアフリー化の対応が必要

(2) より分かりやすい条例とするための対応

条例の基準がバリアフリー法の基準を完全に網羅していないため、基準が分かりにくくなっており、対応が必要



バリアフリー法と条例の基準の重なりイメージ

(3) 建築設計標準改正を踏まえた条例等改正の必要性

国土交通省が策定した建築設計標準（建物のバリアフリー設計のガイドライン）は、平成 29 年及び平成 31 年に改正されており、一部基準において条例等と考え方の不整合が発生し、対応が必要

(4) バリアフリー法の改正を踏まえた対応

バリアフリー基準適合義務の対象が拡大されることや、法にいう「高齢者、障害者等」に、「妊産婦等、日常生活等において制限を受ける者全てが含まれる」ことが明確化されたため、対応が必要

2 バリアフリー法及び建築設計標準の改正等概要

(1) バリアフリー法の改正内容

バリアフリー基準適合義務の対象として、公立小中学校等の追加（令和 3 年 4 月 1 日施行予定）

(2) 建築設計標準の改正内容

ア 宿泊施設について高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した「一般客室」の設計標準の追加等

イ 車椅子使用者便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備等について、一層の機能分散や小規模施設、既存建築物の整備を進めるため記述の充実

ウ 設計者等にとってわかりやすい内容とするための構成等の整理

3 川崎市福祉のまちづくり条例の改正概要（案）

国、地方公共団体等の手続きに関する特例の廃止（条例第22条）

（現 行）第2節の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）に対しては、適用しない。ただし、国等が、指定施設の新築をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に通知しなければならない。

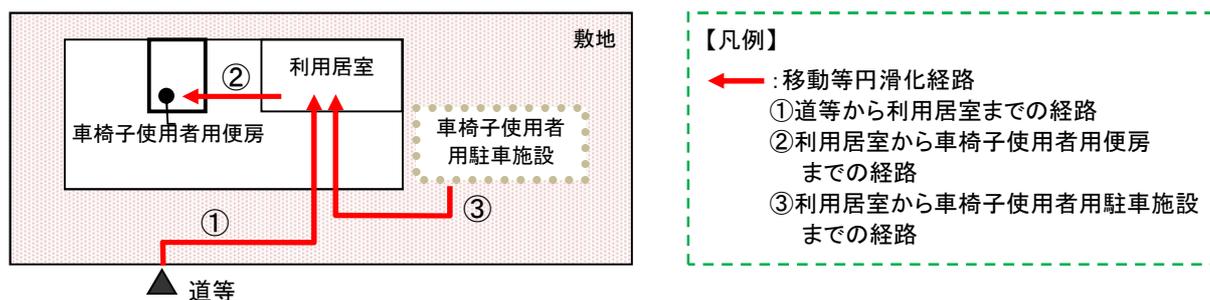
（改正案）既存公共施設のバリアフリー化推進への対応の一つとして、既存公共施設の増築、用途変更、大規模修繕等を行う場合においても、事前協議及び完了届の提出を義務付ける。

4 川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の改正内容

(1) 移動等円滑化経路の追加（別表第2第1項他）

（現 行）直接地上へ通ずる出入口から敷地に接する道に至る敷地内通路のうち、1以上の敷地内通路は、次に定める構造とすること。（第2項以降同様）

（改正案）条例の基準がバリアフリー法の基準を完全に網羅していないことを解消するため、新たに移動等円滑化経路を整備基準として追加する。



(2) 視覚障害者移動等円滑化経路の追加（別表第2第20項）

（現 行）外部出入口から受付又は案内標示に至る廊下等のうち、1以上の廊下等には、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により、視覚障害者を誘導する設備を設けること。

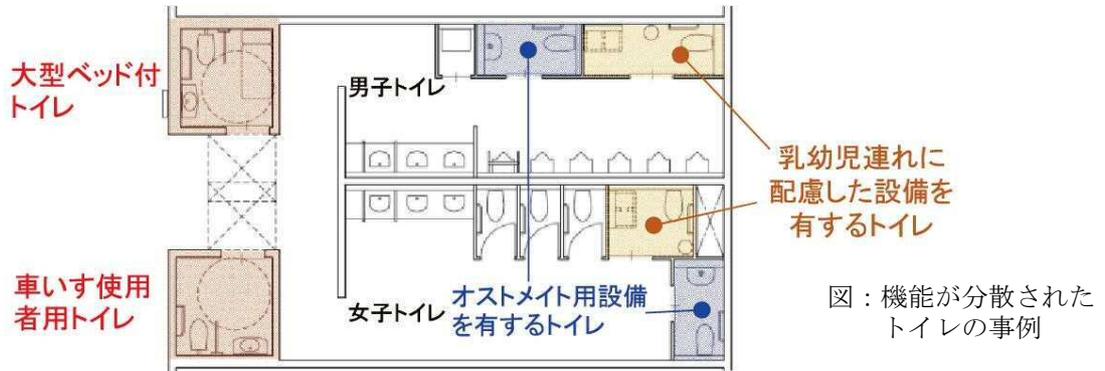
（改正案）バリアフリー法と現行条例等において表現の違う部分の統一を図るため、道等から案内設備等までを視覚障害者移動等円滑化経路として整備基準を追加する。

(3) トイレに関する整備基準の見直し

ア トイレ機能の分散化（別表第2第8項（1））

（現 行）利用者の利用に供する便所を設ける場合は、車椅子使用者を始めとするすべての利用者が円滑に利用できる便房（以下「多機能便房」という。）を有する便所（以下「多機能トイレ」という。）を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

(改正案) 多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、「個別機能を備えた便房(オストメイト、ベビーチェア等)」を便所内に分散して設けることができるよう整備基準を変更する。



イ 便房の出入口の幅の規定の変更 (別表第2第8項(1)(2))

(現行) 便所及び1以上の便房の出入口の有効幅員はそれぞれ80cm以上とすること。

(改正案) 現行の規制に対し、アにより「個別機能を備えた便房」の確保を規定することから、車椅子使用者用便房を有する便所の出入口のみ80cm以上確保すればよいものとする。

(4) 乳幼児用設備に関する整備基準の見直し (別表第2第19項)

(現行) 官公署、社会福祉施設、医療施設、宿泊施設及び商業施設等には、必要に応じて、休憩用の設備及び授乳のための場所を設けるよう努めること。

(改正案) バリアフリー法で定める「高齢者、障害者等」に妊産婦等が含まれることが明確化されたため、施設規模・用途により、授乳室やおむつ交換ができる施設を設けることを義務付ける。

(5) 傾斜路の手すりの整備基準の見直し (別表第2第5項)

(現行) 高低差が16cmを超える場合は、手すりを設けること。

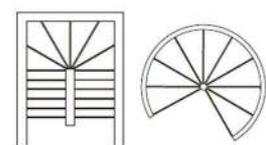
(改正案) 緩勾配の場合等は手すりを不要とする等、バリアフリー法と同様の整備基準とする。

(6) 面積規模に応じた整備基準の見直し

ア 主たる階段の構造 (別表第2第6項)

(現行) 主たる階段は、回り階段としないこと。

(改正案) 一部の施設規模・用途に限り回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合に、回り階段を認める。



図：回り階段の事例

(9) 客席に設ける車椅子使用者用席の整備基準の見直し（別表第2第14項）

（現 行）1席当たりの幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とすること。

（改正案）建築設計標準と統一を図るとともに、より観覧しやすい位置への設置を促すため、奥行きの規定を120センチメートル以上に変更する。



【建築設計標準抜粋】

(10) その他所要の整備

基準に変更はないが、基準の表現を法令に合わせる整備等を行う。

5 今後のスケジュール

運用開始：令和3年10月1日（予定）

6 問合せ先

まちづくり局指導部建築管理課 電話番号：044-200-3088